

改正

平成18年9月28日規則第56号
平成22年6月29日規則第28号
平成27年8月25日規則第30号
令和元年5月30日規則第3号

長野市公害防止条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 規制基準（第4条）
- 第3章 事業場等に関する規制（第5条—第13条）
- 第4章 建設工事等に関する規制（第14条）
- 第5章 土壌及び地下水の汚染の防止（第15条—第19条）
- 第6章 地下水の保全及び地盤の沈下の防止（第20条—第23条）
- 第7章 拡声機騒音の規制（第24条）
- 第8章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野市公害防止条例（平成16年長野市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

（特定施設）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、事業場等に設置する施設であつて、別表第1に掲げるものとする。

2 条例第2条第7号の規則で定める作業は、別表第2に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

3 条例第2条第8号の特定有害物質使用事業者には、非意図的に特定有害物質が含有されている製品又は一般消費者の生活の用に供する製品で特定有害物質が含まれるが容器、包装等により密封されているものを扱う卸業、小売業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業を営む者を含まない。

第2章 規制基準

第4条 条例第3条第1項の規則で定める規制基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

第3章 事業場等に関する規制

（特定施設の設置及び構造等の変更の届出）

第5条 条例第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出は、汚水又は廃液に係る特定施設設置（使用・変更）届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第5条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 排出水の汚染状態及び量
- （2） 用途別用水使用量
- （3） 公害防止責任者の氏名及び緊急連絡用の電話番号

3 条例第5条第2項又は第6条第2項の規定による届出は、騒音に係る特定施設設置（使用）届出書（様式第2号）によるものとする。

4 条例第5条第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業場等の事業内容
- （2） 特定施設の型式及び公称能力
- （3） 用途地域

5 条例第7条第2項の規定による届出は、騒音に係る特定施設の種類ごとの数等変更届出書（様式第3号）によるものとする。

(受理書の交付)

第6条 市長は、条例第5条から第7条までの規定による届出を受理したときは、受理書（様式第4号）を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名等変更届出書等)

第7条 条例第10条第1項の規定による届出は、条例第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（様式第5号）により、特定施設の使用の廃止の届出にあつては汚水又は廃液に係る特定施設使用廃止届出書（様式第6号）によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、条例第5条第2項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名（名称・住所・所在地）変更届出書により、騒音に係る特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては騒音に係る特定施設使用全廃届出書（様式第7号）によるものとする。

(特定施設承継届出書)

第8条 条例第11条第3項の規定による届出は、特定施設承継届出書（様式第8号）によるものとする。

(改善措置完了届出書)

第9条 条例第14条の規定による届出は、改善措置完了届出書（様式第9号）によるものとする。

(汚水等の汚染状態の測定等)

第10条 条例第15条第1項の規定により汚水又は廃液を排出する者が行う汚染状態の測定及びその結果の記録は、別表第4及び様式第10号に定めるところにより行うものとする。

2 前項の測定結果は、3年間保存するものとする。

3 条例第15条第3項の規則で定める有害物質は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号の政令で定める物質とする。

(緊急時の処置)

第11条 条例第16条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）のうち、生活環境に係る環境基準をいう。）において定められた水質の汚濁の2倍に相当する程度を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められるときとする。

2 条例第16条の規定による命令は、とるべき処置の内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(事故発生状況届出書等)

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、電話による緊急連絡を行うとともに、事故発生状況届出書（様式第11号）によるものとする。

2 条例第17条第2項の規定による事故の再発生を防止するための措置に関する計画の提出は、事故再発生防止措置計画書（様式第12号）によるものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、事故再発生防止措置完了届出書（様式第13号）によるものとする。

(公害防止責任者)

第13条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事業場等は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場若しくは事業場又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設を有する工場若しくは事業場のうち、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第4条の規定による公害防止管理者又は公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）第53条の規定による公害防止管理責任者を選任する義務のないもの

(2) 条例第2条第4号に規定する特定施設（騒音に係る特定施設を除く。）を有する工場又は事業場

2 条例第18条第2項に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 汚水又は廃液を排出する施設を設置する事業場等にあつては、次に掲げる業務

ア 施設の使用の方法の監視並びに汚水等処理施設その他附属する施設の維持及び使用に関す

ること。

イ 工場から公共用水域に排出される水又は地下に浸透する水（水質汚濁防止法第2条第7項に規定する有害物質使用特定施設から排出される汚水又は廃液を含む。）の汚染状態の測定及び記録に関すること。

ウ 施設の事故時の措置及び汚水又は廃液に係る緊急時の措置に関すること。

(2) ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設を設置する事業場等にあつては、次に掲げる業務

ア 施設の使用の方法の監視並びに施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する発生ガス又は施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設その他附属する施設の維持及び使用に関すること。

イ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第3項に規定する排出ガス又は汚水若しくは廃液に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること。

ウ ダイオキシン類対策特別措置法第23条第1項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関すること。

第4章 建設工事等に関する規制

第14条 条例第20条の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第20条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 特定建設作業に使用される別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様

(3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合にあつては、その現場責任者の氏名及び連絡場所

第5章 土壌及び地下水の汚染の防止

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第15条 条例第26条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聴き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、特定有害物質の使用状況に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況

(2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用状況の概要

(3) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成状況の概要

(4) 過去の事業活動の概要

(5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量

(6) 特定有害物質を含む汚水、廃液、廃棄物等の発生状況及び排出経路

(7) 汚水又は廃液の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所

(8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量

(9) 地形、地質等の概要

(10) 特定有害物質を含む排ガス又は汚水若しくは廃液を排出する者は、その汚染状態を測定した記録

(11) 施設を撤去するときは、特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所

(12) その他市長が特に必要と認める事項

(特定有害物質使用事業所の廃止時の調査等)

第16条 条例第27条第1項の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 次に掲げる調査を実施すること。

ア 前条第2項各号に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聴き取り、現場の踏査その他の必要な調査

イ 表層の土壌調査（地表から深さ50cmまでの土壌を対象とした汚染調査をいう。）を実施し、特定有害物質による汚染の状況について、土壌の汚染に係る指定基準（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項第1号に規定する基準をいう。）により確認する調査（アの調査により、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第1項第2号に規定する第二種特定有害物質及び同項第3号に規定する第三種特定有害物質による土壌汚染の可能性がないと認められる場合を除く。）

ウ 土壌中（地表から概ね深さ1mの深度の土壌をいう。）の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の量の測定（アの調査により、土壌汚染対策法施行規則第4条第3項第2号に規定する第一種特定有害物質による土壌汚染の可能性がないと認められる場合を除く。）

(2) 前号に掲げる調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染が確認された場合又は下層の土壌（地表から深さ50cmから10mまでの土壌をいう。以下この号において同じ。）に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合には、ボーリング調査（地表からの深さ1mから10mまでの1mごとに土壌を採取して行う調査をいう。ただし、最初の帯水層の底が10m以内にある場合には、帯水層の底までの範囲とする。）を実施し、下層の土壌の特定有害物質による汚染の状況について前号イ及びウに掲げる調査を実施すること。

(3) 前2号の調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染により帯水層が汚染されているおそれがあると認められる場合は、地下水の汚染状況の調査を実施すること。

(4) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。

2 前項第1号イ及びウ並びに第2号の調査は、土壌汚染対策法第3条第1項に定められた調査方法に準じて行うものとし、同法に定める指定調査機関により行うよう努めるものとする。

3 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 廃止した特定有害物質使用事業所の名称及び所在地

(3) 廃止年月日

(4) 廃止の理由

(5) 特定有害物質使用事業所の移転に伴い廃止した場合にあっては、移転後の所在地及び連絡先

(6) 条例第27条第2項に規定する記録

4 条例第27条第1項の規定による届出は、特定有害物質使用事業所廃止届出書（様式第15号）によるものとする。

（土壌汚染状況調査届出書）

第17条 条例第28条第1項の規定による届出は、土壌汚染状況調査届出書（様式第16号）によるものとする。

（特定有害物質使用地における記録の交付を要しない場合）

第18条 条例第29条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土壌の無害化処理が完了した場合

(2) 汚染された土壌を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合

（適用除外）

第19条 条例第32条第2号の規則で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定により届出をした施設とする。

第6章 地下水の保全及び地盤の沈下の防止

（地下水採取届出書）

第20条 条例第34条の規定による届出は、地下水採取届出書（様式第17号）によるものとする。

（揚水設備変更等届出書）

第21条 条例第35条の規定による届出は、揚水設備変更（廃止）届出書（様式第18号）によるものとする。

（揚水設備承継届出書）

第22条 条例第36条第3項の規定による届出は、揚水設備承継届出書（様式第19号）によるものとする。

（揚水量の測定等）

第23条 条例第37条の規定による記録は、地下水揚水量記録簿（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第37条の規定による報告は、毎年度の総揚水量について、その年度終了後1月以内に、地下水揚水量報告書（様式第21号）により行うものとする。

第7章 拡声機騒音の規制

（拡声機の使用制限区域等）

第24条 条例第39条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）

（3）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「病院等」という。）

（4）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）

（5）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

（6）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）

2 条例第39条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）午後8時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。

（2）拡声機から発生する音量は、別表第5に掲げる音量の基準を超えないこと。

（3）地上7メートル以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと。

（4）移動して拡声機を使用する場合にあっては、1地点に停止して連続5分間以上使用しないこと。

第8章 雑則

（立入検査の身分証明書）

第25条 条例第30条第2項及び第43条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第22号）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第4条及び第20条から第22条までの規定 公布の日

（2）第14条、第15条、第17条から第19条まで及び第23条の規定 平成17年7月1日

（3）第16条の規定 平成17年10月1日

（長野市公害防止条例施行規則及び長野市地下水の保全に関する条例施行規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）長野市公害防止条例施行規則（昭和46年長野市規則第17号）

（2）長野市地下水の保全に関する条例施行規則（昭和59年長野市規則第13号）

（経過措置）

3 条例附則第3項の規定による届出は、汚水又は廃液に係る特定施設にあっては、汚水又は廃液に係る特定施設使用届出書の正本にその写し1通を添えて、騒音に係る特定施設にあっては、騒音に係る特定施設使用届出書の正本にその写し1通を添えて行わなければならない。

4 市長は、条例附則第3項の規定による届出を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

附 則（平成18年9月28日規則第56号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月25日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 汚水又は廃液に係る特定施設

(1)	いわゆるコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗浄施設以外のもの
-----	--------------------------------------

2 騒音に係る特定施設

区分	施設の種類	規模又は能力
(1)	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの
(2)	冷凍冷蔵用ガス圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
(3)	空調用ガス圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
(4)	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの
(5)	土石用又は鉱物用以外の用途に用いられる破碎機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
(6)	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの
(7)	石材加工用切削機	原動機を用いるもの

別表第2（第3条、第14条関係）

(1)	くい打機（もんけんを除く。）をアースオーガーと併用する作業
(2)	インパクトレンチを使用する作業
(3)	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
(4)	ディーゼル発電機（原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
(5)	ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット未満のものに限る。）、トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット未満のものに限る。）、バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット未満のものに限る。）等の整地機械又は掘削機械を使用する作業

別表第3（第4条関係）

1 汚水又は廃液に係る規制基準

区分		規制基準					
		水素イオン濃度（水素指数）	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）		浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）		ノルマルヘキサシアン抽出物質含有量（鉱油類含有量に限る（単位1リットルにつきミリグラム）。）
			最大	日間平均	最大	日間平均	
別表第1第1項第1号に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満		60	40	90	60	
	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上	5.8以上 8.6以下	30	20	50	30	5

備考

- 1 下水道に接続されているものを除く。
- 2 生物化学的酸素要求量に係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量に係る規制基準は湖沼に排出される排水について適用する。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる項目の測定方法は、次のとおりとする。

項目	測定方法
水素イオン濃度	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の12.1に該当する方法
生物化学的酸素要求量	規格K0102の21に該当する方法
化学的酸素要求量	規格K0102の17に該当する方法
浮遊物質	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境大臣が定める方法」という。）本則第32号に規定する方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	環境大臣が定める方法本則第33号に規定する方法

2 騒音に係る規制基準

別表第1第2項に掲げる施設を設置する事業場等に適用する基準は、特定事業場の敷地の境界線における騒音の大きさについて、次に定める規制基準とする。

区分	時間の区分			都市計画法に基づく用途地域等
	昼間	朝・夕	夜間	
	8時～18時	6時～8時 18時～21時	21時～ 翌日6時	
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	第一、二種低層住居専用地域
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下	第一、二種高層住居専用地域 第一、二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下	工業地域

ただし、この表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域内の学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音に係る規制基準（特定建設作業）

規制種別	地域の区分	特定建設作業				
		くい打ち機 アースオーガ ー	インパクト レンチ	コンクリート カッター	ディーゼル 発電機	整地機械 掘削機械
騒音の大きさ	第1号、第2号	85デシベル以下				
作業禁止時間	第1号	午後7時～翌日午前7時				
	第2号	午後10時～翌日午前6時				
最大作業時間	第1号	10時間／日を超えないこと。				
	第2号	14時間／日を超えないこと。				
最大作業日数	第1号、第2号	連続6日を超えないこと。				
作業禁止日	第1号、第2号	日曜日及び祝日				

注

- 地域の区分は、次に掲げるとおりとする。ただし、当地域内の学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内は、第1号区域に含める。

第1号区域 第2項に定める第1種区域及び第2種区域

第2号区域 第2項に定める第3種区域及び第4種区域

- 騒音の大きさの測定地点は、特定建設作業の場所の敷地境界線の地点とする。

別表第4（第10条関係）

汚染状態の測定及びその結果

区分	測定内容	測定方法	測定結果
排水水	排水水の汚染状態	別表第3第1項備考に掲げる方法により行うこと。	水質測定記録表（様式第10号）により記録すること。

別表第5（第24条関係）

拡声機の使用に係る音量の基準

区分	音量
第1種区域	50デシベル
第2種区域	60デシベル
第3種区域	65デシベル
第4種区域	70デシベル

※ 移動して拡声機を使用する場合の音量は、80デシベルとする。

備考

- デシベルの定義及び騒音の測定は、別表第3第2項備考1及び2に定めるところによる。
- 騒音の測定地点は、敷地の境界線（移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端）とする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は測定値の等価騒音レベル（移動して拡声機を使用する場合にあっては最大値）とする。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、別表第3第2項に定める区域とする。

様式第1号（第5条関係）

設置
汚水又は廃液に係る特定施設使用届出書
変更

年 月 日

長野市長

宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

長野市公害防止条例第5条第1項（第6条第1項、第7条第1項）の規定により、汚水又は廃液に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
汚水又は廃液に係る特定施設の種類		※ 施設番号	
		※ 審査結果	
汚水又は廃液に係る特定施設の構造	別紙1のとおり		
汚水又は廃液に係る特定施設の使用の方法	別紙2のとおり		
公害の防止の方法	別紙3のとおり		
排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり		
用途別用水量 使用量	別紙5のとおり		
摘要	公害防止責任者の氏名及び緊急連絡用の電話番号	電話	局 番
※ 備考			

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 届出書の種別（設置、使用、変更）については、当該届出に該当する文字を○で囲むこと。
- 3 ※欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

添付書類

- 1 工場又は事業場の付近の見取図
- 2 工場又は事業場の建物及び汚水又は廃液に係る特定施設の配置図（この配置図には、用水の給水経路を青で、排水の排出経路を赤で記入すること。）
- 3 汚水又は廃液に係る特定施設の構造概要図（主要寸法を記載すること。）
- 4 汚水等の排出又は発生及び汚水の処理に係る操業の系統の概要説明図
- 5 汚水等の処理施設の構造を示す図面（主要寸法を記載すること。）

(別紙1)

汚水又は廃液に係る特定施設の構造

工場又は事業場における特定施設の番号				
汚水又は廃液に係る特定施設の名称				
汚水又は廃液に係る特定施設の型式				
汚水又は廃液に係る特定施設の構造				
汚水又は廃液に係る特定施設の主要寸法				
汚水又は廃液に係る特定施設の能力				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考事項				

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 汚水又は廃液に係る特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要設備の配置図を添付すること。

(別紙2)

汚水又は廃液に係る特定施設の使用の方法

工場又は事業場における 特定施設の番号						
使用 状 況	時間間隔	時間ごと	時間ごと	時間ごと	時間ごと	
	1日当たり使用時間	時～時 時間	時～時 時間	時～時 時間	時～時 時間	
	季節変動の概要					
使用 原材 料、 消耗 資材	種 類					
	使 用 方 法					
	1日当たり使用量					
特定施設から排出される汚水等の状態	通常の水 量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
	最大の水 量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
	通常 の 水 質					
	最大 の 汚 濁 時 の 水 質					

備考 特定施設から排出される汚水等の状態の水質の欄には、当該特定施設から排出される汚水等中の主たる汚濁物質の濃度等を記載すること。

(別紙3)

公害の防止の方法

汚水処理施設の施設番号					
当該汚水処理施設で処理される汚水を排出する特定施設の番号					
汚水処理施設の種類、名称型式					
設置年月日					
着手予定年月日					
完成予定年月日					
使用開始予定年月日					
構造等	規模				
	能力				
	処理方式				
使用状況	時間間隔	時間ごと	時間ごと	時間ごと	
	1日当たり使用時間	時～時 時間	時～時 時間	時～時 時間	
	季節変動の概要				
汚水等の集水、導水方法					
中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量					
処	通常の水	量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	最大の水	量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日

処理前及び処理後の汚水の状態	理前	水質	通					
			常					
			最					
			大					
	処後	通常の水			量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
		最大の水			量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
		理後	水質	通				
				常				
				最				
汚水処理により生ずる残渣の1月当たりの種類別生成量								
同上残渣の処理方法								
排出水の排出の方法								
参 考 事 項								

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 処理前及び処理後の汚水の状態の水質の欄には、当該特定施設から排出される汚水等中の主たる汚濁物質の濃度等を記載すること。
- 3 処理施設の構造等の説明図、カタログ等を別紙として添付すること。

(別紙4)

排水水の汚染状態及び量

総排水量		平均				m ³ /日・最大			
排水口番号		m ³ /日		m ³ /日		m ³ /日		m ³ /日	
水質	排水量	平均	m ³ /日	平均	m ³ /日	平均	m ³ /日	平均	m ³ /日
		最大	m ³ /日	最大	m ³ /日	最大	m ³ /日	最大	m ³ /日
平均	pH								
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
最大	pH								
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
			mg/l		mg/l		mg/l		mg/l
参考事項									

備考 水質欄には、空欄に該当する生物化学的酸素要求量その他規制対象物質（項目）を記入し、それぞれの水質を記入すること。

(別紙5)

用途別用水量

用途区分	平均用水量	最大用水量	水源種別
	㎥/日	㎥/日	
計			

備考 用途区分は、工場等の特定施設ごととするほか、特定施設以外の用水も記入すること。

騒音に係る特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

長野市公害防止条例第5条第2項（第6条第2項）の規定により、騒音に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
用途地域					
工場又は事業場の事業内容					
騒音の防止の方法	別紙のとおり				
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
※整理番号				※施設番号	
※受理年月日	年 月 日			※審査結果	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 騒音の防止の方法の記載については、別紙を使用し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 特定施設の種類欄には、長野市公害防止条例施行規則別表第1第2項の号番号及び名称を記載すること。
- 4 ※欄には、記載しないこと。
- 5 工場又は事業場の付近の見取図、敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

騒音に係る特定施設の種類ごとの数等変更届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

長野市公害防止条例第7条第2項の規定により、騒音に係る特定施設の種類ごとの数（特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法、騒音の防止の方法）の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称								
工場又は事業場の所在地								
用途地域								
騒音の防止の方法	変更前			変更後				
	別紙のとおり							
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
※整理番号					※施設番号			
※受理年月日		年 月 日			※審査結果			

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 騒音の防止の方法の記載については、別紙を使用し、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 特定施設の種類の欄には、長野市公害防止条例施行規則別表第1第2項の号番号及び名称を記載すること。
- 4 ※欄には、記載しないこと。

受 理 書

第 号
年 月 日

様

長野市長 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	長野市公害防止条例第5条（第6条、第7条）
届 出 の 内 容	1 特定施設の設置の届出 2 特定施設の使用の届出 3 特定施設の構造等の変更の届出
届出に係る特定施設の 種 類	

様式第5号（第7条関係）

氏名（名称・住所・所在地）変更届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、長野市公害防止条例第10条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※欄には、記載しないこと。

様式第6号（第7条関係）

汚水又は廃液に係る特定施設使用廃止届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

㊟

汚水又は廃液に係る特定施設の使用を廃止したので、長野市公害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
汚水又は廃液に係る特定施設の種類			
汚水又は廃液に係る特定施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			
※整理番号		※施設番号	
※受理年月日	年 月 日	※備考	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※欄には、記載しないこと。

騒音に係る特定施設使用全廃届出書

年 月 日

長野市長

宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

騒音に係る特定施設のすべての使用を廃止したので、長野市公害防止条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
騒音に係る特定施設の種類			
使用全廃の年月日	年 月 日		
使用全廃の理由			
※整理番号		※施設番号	
※受理年月日	年 月 日	※備考	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※欄には、記載しないこと。

特 定 施 設 承 継 届 出 書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
 名称
 代表者氏名 ㊟

汚水又は廃液に係る特定施設 騒音に係る特定施設 に係る届出者の地位を承継したので、長野市公害防止

条例第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継者	工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
	工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※ 施設番号	
被承継者	氏名又は名称		※ 備考	
	所在地			
承継年月日		年 月 日		
承継の原因				
摘要	公害防止責任者の氏名及び緊急連絡用の電話番号	電話局番		

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 届出書の種別（汚水又は廃液に係る特定施設、騒音に係る特定施設）については、当該届出に該当する文字を○で囲むこと。
- 3 ※欄には、記載しないこと。

改善措置完了届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
 名称
 代表者氏名 ㊟

改善措置を完了したので、長野市公害防止条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種別	
改善措置の概要	
改善措置の完了年月日	年 月 日

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※欄には、記載しないこと。

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の使 用の状況	採 水 者	分 析 者	測定項目					備考
	名称	排水量 (m ³ /日)									

備考 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

事 故 発 生 状 況 届 出 書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
 名称
 代表者氏名 ㊟

事業場等において事故が発生したので、長野市公害防止条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
事 故 の 内 容	発生日時	年 月 日午前・午後 時 分
	状況	
	原因	
被害の内容		
応急措置の概要		
復旧工事の概要		
事故処理担当部署		

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 事故の状況、被害の範囲等を示す図面を添付すること。

事故再発生防止措置計画書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
名称

代表者氏名 ⑩

年 月 日発生 of 事故に係る再発生を防止するための措置に関する計画を作成したので、長野市公害防止条例第17条第2項の規定により、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故の概要	
事故再発生防止措置計画	
計画の完了予定年月日	年 月 日

備考 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

事故再発生防止措置完了届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日提出の事故再発生防止措置計画に基づく事故の再発生を防止するための措置が完了したので、長野市公害防止条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故の概要	
事故再発生防止措置の概要	
措置の完了年月日	年 月 日

備考 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

特定建設作業実施届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
 名称
 代表者氏名 ㊟

特定建設作業を実施するので、長野市公害防止条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される長野市公害防止条例施行規則別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	年	月	日から	日間
	年	月	日まで	
特定建設作業の時間	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	から	まで		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				

下請負人が特定建設作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
下請負人が特定建設作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
※受理年月日	
※審査結果	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 この届出書は、長野市公害防止条例施行規則別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 3 特定建設作業の種類欄には、別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 4 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合には、作業をしない日を明示すること。
- 5 特定建設作業の時間の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
- 6 ※欄には、記載しないこと。
- 7 特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業に伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものを添付すること。

特定有害物質使用事業所廃止届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名



長野市公害防止条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名	称	
所	在	地
廃	止	年 月 日
年	月	日
廃	止	の 理 由
調 査 事 項	資 料 等 調 査	
	表 土 調 査	
	土 壌 ガ ス 調 査	
	ボーリング調査	
	地 下 水 調 査	
	その他の調査	
担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先		

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 調査事項には、配置図、調査地点図等を添付すること。
- 3 移転による廃止の場合は、移転先の所在地を廃止の理由の欄に記入すること。

土 壌 汚 染 状 況 調 査 届 出 書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

自主的に土壌汚染調査を行ったところ、特定有害物質による汚染状態が下記のとおり土壌汚染対策法に定める基準に適合しなかったため、長野市公害防止条例第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称（既に廃止されている場合は、当時の名称）		
自主的に調査した土地の所在地		
土壌汚染状況調査の結果基準を超過していた項目	溶出基準	含有基準
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称		
調査結果に基づき措置し、又は予定している対策内容		

様式第17号（第20条関係）

地下水採取届出書

年 月 日

長野市長

宛

所在地

名称

代表者氏名

㊟

地下水の採取について、長野市公害防止条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
揚水設備の設置場所					
揚水設備のストレーナーの位置（地表面下 m）					
揚水機の種類					
揚水能力 (m^3/h)					
揚水機の吐出口の口径及び断面積		口径 cm	断面積 cm^2		
揚水機の原動機の定格出力 (kW)					
揚水計画の概要	時期区分	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月
	運転時間 (h/日)				
	揚水量 (m^3/h)				
	用途別使用水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)				
水量測定器の種類					
水量測定器の設置予定年月日					
※整理番号		※施設番号			
※受理年月日	年 月 日	※備考			

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 揚水設備ごとに記載すること。
- 3 水量測定器の種類及び水量測定器の設置予定年月日の欄は、水量測定器を設置する場合に記載すること。
- 4 ※欄には、記載しないこと。
- 5 付近の見取図、揚水設備の設置場所を示す図面及び井戸の柱状図を添付すること。

揚水設備変更（廃止）届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地
 名称
 代表者氏名 ㊟

地下水の採取の届出に係る 事項に変更があった ので、長野市公害防止条例第35条
 揚水設備を廃止した
 の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
揚水設備の設置場所			
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更・廃止の理由			
変更・廃止年月日		年 月 日	
廃止後の措置			
水量測定器の種類			
水量測定器の設置予定年月日		年 月 日	
※整理番号		※施設番号	
※受理年月日	年 月 日	※備考	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 揚水設備ごとに記載すること。
- 3 水量測定器の種類及び水量測定器の設置予定年月日の欄は、水量測定器を設置する場合に記載すること。
- 4 ※欄には、記載しないこと。

揚水設備承継届出書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名



揚水設備（地下水の採取）に係る届出者の地位を承継したので、長野市公害防止条例第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	
揚水設備の設置場所		※備考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	所在地		
	工場又は事業場の名称		
承継の理由			

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 同一敷地内に複数の揚水設備が設置してある場合で、すべてを承継しないときは図面等に当該設備を示し、番号を付けること。
- 3 ※欄には、記載しないこと。

様式第20号（第23条関係）

地下水揚水量記録簿		年4月1日から 年3月31日まで	
井戸の名称又は 番号			
さく井年月日	年 月 日		
ストレーナーの 位置（地表面下 m）			
揚水機の吐出口 の断面積（cm ² ）			
地下水の用途			
区分	揚水量（m ³ / 月）	稼働日数（日 / 月）	稼働時間（h / 月）
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年間計			

地下水揚水量報告書

年 月 日

長野市長 宛

所在地

名称

代表者氏名



長野市公害防止条例第37条の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
揚水設備又は井戸の名称又は番号	
揚水設備又は井戸の設置場所	
年間揚水量 (m ³)	

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 地下水揚水量記録簿の写しを添付すること。

（表）

↑ 8 センチ メートル ↓	第 号
	長野市公害防止条例第30条第2項（第43条第2項）の 規定による身分証明書
	職名及び氏名
	年 月 日生 年 月 日発行 長野市長 印

← 12センチメートル →

（裏）

長野市公害防止条例（抜粋）

第30条 市長は、特定有害物質使用事業者が特定有害物質使用事業所の全部又は一部を廃止した場合において必要があると認めるとき、又は特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該職員に、当該特定有害物質使用地若しくは当該特定有害物質使用地であった土地又は特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認める土地に立ち入り、特定有害物質による土壌の汚染の有無についての調査をさせることができる。この場合において、当該土地に係る特定有害物質使用事業者、特定有害物質使用事業者であった者又は当該土地の所有者、管理者又は占有者は、その調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業場等を設置している者若しくは建設工事等を施行している者に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に、その者の事業場等若しくは建設工事等の現場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件の状況を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（2） 第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者